

## 高校 教務規程

### 1 学籍について

- (1) 入学  
入学は、校長が許可することで認められる。
- (2) 退学  
退学は、生徒と保護者等が連署した退学願、病気の場合は医師の診断書等を提出し、校長が許可することで認められる。
- (3) 休学
  - ① 病気又はやむを得ない理由による休学は、生徒と保護者等が連署した休学願、医師の診断書等を提出し、校長が許可することで認められる。
  - ② 休学は、3月以上1年以内の期間とする。
  - ③ 休学の期間の延長には、原則1年以内の期間で校長の許可を必要とする。
  - ④ 復学を希望する場合は、復学願、病気の場合は医師の診断書等を提出し、校長が許可することで認められる。
- (3) 転出  
他の高校への転出は、生徒と保護者等が連署した転学願を提出し、転出先の校長との協議を経て、校長が許可することで認められる。

### 2 出欠席の取り扱いについて

- (1) 出席と欠席、遅刻、早退等について
  - ① 欠席とは、始業時刻から終業時刻までの全部を休むことをいう。
  - ② 遅刻とは、始業時刻に遅れて途中から出席することをいう。ただし、公共交通機関の遅延等、やむを得ないと認められる理由によるものは遅刻として扱わない。
  - ③ 早退とは、終業時刻に達する前に下校することをいう。
- (2) 出席停止、忌引等
  - ① 出席停止は、次のア～カに該当する場合をいい、出席にも欠席にもならない。
    - ア 学校保健安全法第19条による出席停止の日数
    - イ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条・第20条・第26条・第46条による隔離及びその他の日数
    - ウ 学校保健安全法第20条により、臨時に学校の全部または一部の休業を行った場合の日数
    - エ 懲戒のうち停学の日数
    - オ 非常災害等、生徒もしくは保護者等の責任に帰することのできない事由で出席しなかった場合、または伝染病の流行等でその予防上保護者等が生徒を出席させなかった場合等で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数
    - カ 進学、就職試験等のため、出席できなかった日で、校長が出席しなくてもよい日であると認めた日
  - ② 忌引は、出席にも欠席にもならない。忌引と認める日数は、次のア～エのとおりとする。また、葬祭のため遠隔地に赴く場合は、往復に要する日数を忌引と認める日数に加算する。
    - ア 一親等7日
    - イ 同居の兄弟・姉妹5日
    - ウ 二親等3日
    - エ 三親等及び同居の親族1日
  - ③ 次のア～エの条件を満たす対外運動競技等に、学校教育活動の一環として参加する場合は出席扱いとする。
    - ア 高体連・高野連が主催、主管、後援、協力する県地区大会、県大会、東海大会、全国大会等
    - イ 教育委員会が主催、主管、後援、協力する県地区大会、県大会、東海大会、全

国大会

ウ 各競技団体が主催、主管、後援、協力する国際大会、国際大会の国内予選会等

エ 南陵クラブに入部が認められている競技団体が主催及び主管する公式試合等

- ④ 次のア～ウの条件を満たす文化関係行事等に、学校教育活動の一環として参加する場合は出席扱いとする。

ア 高文連が主催、主管、後援、協力する県地区、県、東海、全国のコンクールやコンテスト、競技会等

イ 教育委員会が主催、主管、後援、協力する県地区、県、東海、全国のコンクールやコンテスト、競技会等

ウ 本校や、各種団体が主催、主管、後援、協力する国際コンクールやコンテスト、競技会の本選及び、予選会等

- (3) その他

欠席、遅刻、早退、出席停止、忌引等の連絡は、入学時に説明する方法でHR担任に保護者等が連絡する。事前に連絡できない場合は、当日 8 : 25 までに保護者等が学校に連絡する。

### 3 授業と科目の履修、修得について

- (1) 授業時間

一時限の授業は 50 分を基本とし、学校行事等によって 45 分等に短縮する場合がある。

- (2) 欠課

授業の 1 / 2 以上の不在をもって欠課とする。特例はない。

- (3) 科目の履修

- ① 履修

履修とは、その科目の目標に到達すべく授業に出席することをいう。生徒は、各学年で学習するすべての科目について履修が認定されるように授業に出席しなければならない。

- ② 履修の認定条件

欠課時数が年間で予定される授業時数の 1 / 5 以下である場合に、校長が履修を認定する。

- ③ 欠課時数が年間で予定される授業時数の 1 / 5 を超えた場合も、その程度や当該生徒の事情等によっては、履修認定の余地を残すものとする。ただし、履修の認定を受けるためには、欠課時数を補充するための指導を必要とする。

- (4) 科目と単位の修得

- ① 修得

履修が認められた科目において、その目標に対して十分な学習成績を収めることを修得という。

- ② 修得の認定条件

学年末における 5 段階の成績が「2」以上ある場合に、科目の修得が校長により認められる。また、2 年以上にわたって履修する科目（日本史や世界史、物理や化学、生物等）の単位の修得は学年ごとに認定され、科目の修得は、すべての単位数を修得することによって認定される。生徒は、各学年で学習するすべての科目について修得が認定されるように授業に出席しなければならない。

- ③ 評定「1」は単位と科目の修得が認められない。

- ④ 1、2 学期末に科目の評価が「1」であった場合は、補習等の受講と再試験の受験をしなければならない。再試験に合格した生徒の成績は、「2」となる。

- ⑤ 学年末に科目の成績が「1」であった場合は、補習等の受講と追認定試験の受験をしなければならない。追認定試験に合格した生徒の成績は、「2」となる。

#### 4 進級と卒業について

##### (1) 進級の認定

進級は、次の①と②を満たした生徒を校長が認定する。

- ① 原則として各学年で定める教育課程のすべての教科・科目の履修が認定されていること。
- ② 卒業時に74単位以上の修得が見込めること。

##### (2) 卒業の認定

卒業には、次の①と②を満たした生徒を校長が認定する。

- ① 原則として教育課程で定める教科・科目のすべての履修が認定され、修得単位数の合計が、74単位以上であること。
- ② 特別活動(学校行事、生徒会活動等)の成果が、その目標からみて満足できると認められること。

##### (3) 進級や卒業ができない場合

第1学年の学年末に進級が認定されなかった場合、次年度は第1学年で学習する。

第2学年の学年末に進級が認定されなかった場合、次年度は第2学年で学習する。

第3学年の学年末に卒業が認定されなかった場合、次年度は第3学年で学習する。

#### 5 学習成績について

##### (1) 定期試験、課題試験

- ① 試験とは、定期試験・課題試験をいう。
- ② 定期試験は、1学期中間試験・期末試験、2学期中間試験・期末試験、学年末試験をいう。ただし、3年次は2学期末試験を学年末試験とする。
- ③ 試験を公欠・病欠等の正当な理由で受験できなかった生徒には、各教科の判断で追試験等を行う。
- ④ 生徒の試験時間終了前の退出は、原則として認めない。
- ⑤ 試験を受験する際に配慮が必要な場合は、本人、又は保護者等からの申し出により必要な配慮をする。
- ⑥ 試験の結果は個人成績票によって本人および保護者等に通知する。
- ⑦ 試験において不正行為があった場合は、当該科目については0点とし、以後の試験は別室で受験する。

##### (2) 学習成績の評価について

- ① 学習成績の評価は、集団ごと(普通科、芸術科、文系、理系等)に行う。
- ② 学習成績の評価は、各試験の成績および出席状況、学習態度、提出物、作品、レポート、実技等を資料とする。
- ③ 学習成績の評価は、各教科で作成した各科目のシラバスに示された観点別の評価規準と評価方法に沿ってA、B、Cの3段階で行い、1、2学期末に5段階で評価する。
- ④ 学年末は、各学期の観点別の評価を総括的に評価し、5段階で評定する。
- ⑤ 各学期末に示す観点別評価の基準は、表1のとおりである。

表1

A・・・十分満足できると判断されるもの
B・・・おおむね満足できると判断されるもの
C・・・努力を要すると判断されるもの

- ⑥ 学期末の評価、学年末の評定は、観点別評価に基づき、表2を用いて5段階で評価し、評定する。
- ⑦ CCCの「1」を欠点とする。
- ⑧ 欠点のある生徒は、生徒と保護者等の願い出により再試験、追認定試験等を受験する。再試験、追認定試験等に合格した場合は、「知識・技能」を「B」とし、評価、評定を「2」とする。
- ⑨ 1、2学期末の成績通知表には各科目の観点別評価と5段階評価、学年末には各科目の観点別評価と5段階評定を表示する。
- ⑩ 各学期の授業時数の1/3を超えて欠課した場合は、その学期の評価は保留とな

- り、成績通知票に評価が表示されない。
- ⑪ 各学期の授業時数の1/3を超えて欠課した生徒や、評価「2」の生徒も、補習等の指導を受けることができる。

表2

観点別評価の組み合わせ	評定
AAA	5
AAB	5
ABB	4
AAC	4
BBB	3
ABC	3
ACC	3
BBC	3
BCC	2
CCC	1